

2024（令和6）年度法友会決議

再審法改正の一刻も早い実現を求める決議

令和6年6月29日

東京弁護士会法友会

幹事長 彦坂浩一

決議の趣旨

当会は、国に対し、えん罪被害者を速やかに救済するため、刑事訴訟法第4編「再審」（以下「再審法」という。）について、

- 1 再審手続における公正性・適正性・迅速性が担保された手続規定の整備
- 2 再審請求手続における証拠開示の制度化
- 3 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 4 憲法の趣旨を没却する手続違反の再審理由への明文化を含む改正を一刻も早く行うよう求め、決議する。

決議の理由

1 はじめに

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、再審手続は、この人権侵害を救済する最後の手段というべきものである。これまで日本弁護士連合会（以下「日弁連」という。）が支援してきた事件だけを見ても、死刑再審4事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）を始め、再審により無罪判決が確定したものが18件も存在している。このことからすれば、私たちは、えん罪が存在するという厳然とした事実から目を背けることはできない。

「袴田事件」は、昭和55年の最高裁判所による上告棄却判決により死刑が確定した翌年昭和56年に提起された第一次再審請求から実に40年以上を経て、令和6年5月22日再審公判が結審し、同年9月26日に判決が言い渡されようとしている。

再審開始のハードルは、極めて高く、再審開始決定がされても検察官の不服申立てによってさらに長期化するその主な原因は、再審法の規定が不十分であることにありと言わざるを得ない。

一刻も早い再審法の改正を求めるべく、決議するものである。

2 再審審理に関する手続規定の整備

現行の刑事訴訟法では、再審請求の手続は、刑事訴訟法第4編「再審」で定められている。しかしそこには、条文がわずか19条しか存在せず、実際には再審の手続に関する規定がほとんどない。すなわち現行法には、「再審のルール」がほとんど整備されていない状態にあるといってもよい。そのため再審請求での具体的審理のあり方は、裁判所の裁量に委ねられている点が非常に多く、裁判体による審理の充実度の違いが、再審開始の可否の判断にも大きく影響している（いわゆる「再審格差」の問題である。）。再審請求手続においては、その判断の公正さや適正さが制度的に保障されていないのである。

再審請求手続においても憲法第31条が定める適正手続が保障されなければならないことは言うまでもなく、憲法の理念に沿って、再審手続における公正性・適正性・迅速性が担保された手続規定が整備されなければならない。

3 再審手続における証拠開示の制度化

再審法には、捜査機関の手元にある証拠を再審請求人に開示させるための手続規定が存在しない。これまでの再審開始事件においてもそれまで裁判所にも弁護人にも開示されてこなかった検察官手持ち証拠が再審請求手続の中で開示されたことで、再審開始に結びついた事件は多数存在する。

しかしこれまで証拠開示がなされたのは、裁判所が積極的に証拠開示をすることを求める訴訟指揮を行ったおかげであり、それが制度的に保障されていたからではない。もし裁判所が証拠開示を求めなかったために、本来明らかにされるべきであった証拠が闇に葬られ、えん罪の被害者がその汚名をそぐことができなかつたことがあったのだとすれば、それは我々にとって、到底耐えることのできない不正義である。再審手続における証拠開示が制度的に保障されないということは、常にその不正義が行われる可能性があるということでもあり、それは直ちに改めなければならないものである。

また、証拠開示制度が機能する前提として、捜査機関が作成した証拠が記録化され、適切に保管、保存されることが不可欠である。現に、令和5年10月、

鹿児島県警が内部向けに作成した「刑事企画課だより」に「再審や国家賠償請求訴訟などで捜査書類やその写しが組織的にプラスになることはありません」などとして、捜査書類の廃棄を促すかのような記載をしていたことが報道されている。このような対応が許されない規定の整備も必要である。

4 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止

現行法上、再審請求棄却決定（刑事訴訟法第446条、第447条）と再審開始決定（同法第448条）に対しては、いずれも即時抗告ができることとされている（同法第450条）。検察官は、この規定を根拠に、再審開始決定に対する不服申立て（即時抗告、異議申立て、特別抗告）を行っている。

この点について法務省・検察庁は、「検察官が再審開始決定に対し抗告をし得ることは、公益の代表者として当然のこと」「違法、不当な再審開始決定があった場合に、法的安定性の見地から、これを是正する余地をなくしてしまう」などと主張するようである。

しかし、現行の再審制度は、「再審請求」と「再審公判」の2段階の手続となっており、仮に違法、不当な再審開始決定があったとしても、実際にやり直しの裁判を行う「再審公判」の段階で、検察官は、有罪の主張立証が十分に可能であるし、控訴、上告も可能である。

他方で再審開始決定に対する検察官の不服申立てにより、再審事件の審理が長期化し、えん罪被害者の救済が遅れる事態となっていることは、重大な問題である。「袴田事件」においても、平成26年3月の静岡地裁の再審決定に対する検察官の不服申立てにより、再審公判が開始されるまでに約9年もの歳月を要してしまっている。

前述のようにえん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであり、その被害を受けているものが存在するのであれば、できる限り速やかに救済されるべきものである。少なくとも裁判所が再審の請求に理由があると判断し、再審開始決定がなされたのであれば、そこに人権侵害が存在する可能性は大きく、速やかな救済がなされる必要性が大きいのであるから、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては禁止されるべきである。

5 憲法違反を再審理由に

「菊池事件」は、ハンセン病の患者とされた男性が殺人などの罪に問われ、療養所内で開かれた「特別法廷」で死刑判決を受け、無実を訴えながらも第3次再審請求が棄却された翌日、昭和37年9月14日に死刑が執行された事件である。

その後提訴された国賠訴訟に関する令和2年熊本地裁判決は、「特別法廷」で行われた審理は違憲であると判示し、これを受けて現在、熊本地裁では憲法違反の裁判手続を理由に加えた死後再審請求が審理されている。

現行法上、捜査や裁判の手続に憲法違反があったことが再審理由となるかについて明文の規定は存しない。しかし、憲法上の手続規定は、適正な事実認定のための権利を被告人に保障したものであるから、憲法上の手続に関する権利が保障されなかった場合、そのこと自体が事実誤認の徴表といえる。

したがって、少なくとも、憲法の趣旨を没却する手続違反があった場合について、再審理由として明文化すべきである。

6 最後に

昭和24年に現行刑事訴訟法が施行されてからすでに75年が経過している。日弁連はこれまで再審法改正を繰り返し提案してきたが、再審法に関する規定については、未だ改正されないままである。

他方で「袴田事件」の再審公判は、令和6年5月22日に結審し、同年9月26日に判決が言い渡される予定となっており、再審についての社会の関心は今まで以上に高まっている。再審法改正を実現するには、今を置いてほかにない。

よって当会は、えん罪被害者を速やかに救済するため、国に対し、再審法について、

- 1 再審手続における公正性・適正性・迅速性が担保された手続規定の整備
- 2 再審請求手続における全面的な証拠開示の制度化
- 3 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- 4 憲法の趣旨を没却する手続違反の再審理由への明文化

を含む改正を一刻も早く行うよう求め、決議するものである。 以上